漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。)第4条第1項第19号に掲げる潜水器漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和7年6月10日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の	推進機関の	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を	備考
	認可をすべき	馬力数				申請すべき期間	
	漁業者の数						
うに潜水器漁業	1人	定めなし	八戸港外港中央第一防波堤のうち、北灯台以南の沖側壁面から 10 メー	9月1日から10月	操業について、八戸海上保	令和7年6月10日から	1 許可の有効期間は、令和7年9月1日から令和7年
			トル以内の水域	31 日までの間のう	安部、八戸港湾・空港整備事	令和7年7月31日まで	10月31日までとする。
			ただし、港湾工事に伴う作業区域を除く	ち7日間	務所及び八戸港管理所の同		2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
					意を得た者		(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない
							(2)知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採
							捕を制限した場合は、これに従わなければならない
							(3) 船舶航行に支障を生じさせてはならない
							(4)埋立工事を行っている区域(八戸港八太郎地区(市
							川))及び防波堤整備工事を行っている区域(外港地区)
							に進入してはならない